

「後邊」は師の教でしか、後師達を以て會長と稱す時

引受けの頂きます」といふれ、  
「其内に」  
「返す」

「頂す」  
「思ひます」とは申されぬ。

一、書信の部は、十音(目)表、姓名一、二記す。

されし三銀行の定書案の第一項は、役書に於て課長

大省案と一、  
「前文」と一字一句違はば、中に

「建設」と「新設」とか、何の辭句か、一寸違はば

不問に思へり、又、役書は、課長は、後邊氏

お室に呼びし人會長を申候されたりと云は、井倉氏を別室  
へ呼ばれざりしは、井倉氏が、一頭取となる事を前々知て  
居られたりかと思はれ、不思議なり（右段は井倉氏のお室、  
呼ばれしは、存存、明かならぬ、名を記しは  
除程、大御者と逢話が宜敷、故に思はれたり、  
其後の良い者は、良い事なす、其後のよくない記は  
いふでなすとす、困ると申す、

一、本日の井倉氏は「恒川氏は二枚後迄」  
ゆき入られ、自筆

井倉氏は「靴」かかとと申し、井倉氏は「裏」に、十智(土)  
 の役には、中々靴しいと申し、石ちうーとのちを以て、  
 ソレでは、恒川氏は、十智にゆきま入丸のかとゆきまあ、  
 ソウさお譯で、云後と靴かかとと申し(けいさハッキリ  
 不申し)、ソコで高めの、恒川氏は、今刻は大丈夫かと  
 申し、人々刻は一二の大丈夫と申し、而して、  
 井倉氏は「恒川氏は、あながちソウも靴しいぞ、キツト  
 中途で投げ出す様にちるわろ、ソウサんと大變だと、

いっせか、之を獲得せん」と申す。ソレデハ、去る三か出の事は

恒川也も知るるなりか、と申す。ソレデハ又と治るオサマ

か」と申す。(けいハッキリ不ぬ)、後遺症は嫌

い切といひ、前に之が癩と成りか、人々も後遺症が

人害者と知るるよく治るオサマなりか、と申すと、井谷氏ハ

中々難一かりと申す。(中々ハッキリ不申す)。

一昨者、伊友のめい三場、註に、佐三郎氏のいふ所、上相

の如しとせば、けい、新治りの為めに、日後も大切なり

人の知と存あり、海程、ウマク、飯煙はーとやる、必要有と  
と存あり、即ち、三知り共に、其策なりぬ、全係するが  
自行丈けこの問題とすれば立派にやりて行ける、何事  
全係の必要は自分とて無しと考へざるに付 (久留  
かあると どうしても全係せぬは、やりて行けぬ事らとは  
違ふと考へざるに付)、新理の第一の上は、人の知  
まゝの内に考へやる必要ありと存あり、又この時で  
何事のゆゑも之を考へやる必要ありと存あり

一、部内の取組めしとよし、小役種々、恒言、及、生きたる  
中に、人の和を計る事、親事加、能くおこなふ事、  
著  
を申すは、井倉氏は、即夜、口り支えらる  
とある、大け集め申し候、ある、皆々、皆々、皆々、  
活き、と申すは、

一、和の事、妻の事、は、重役は、皆、大、家、揃ひの事  
と云、後、彦氏は、風邪、気味、を、用心、の、め、め、備、郡、に、赴、き  
休、養、し、二十日、全、然、快、復、言、迄、に、一、交、布、乳、に

上京世身はたぐぬと思ふ如、以除、先引一書本(世)

井多氏、佐部氏と共に上京せし事と及、<sup>本日</sup> 所々如、

同内外部に於ては、十五の表項目中——に

(一) 行多、店舗は一應引越ぐ、

とあるに、多々不安に感ずるものありきやに、

又、重役所詮論ありと云ふる空氣もありきやに、

本店、営業中、(一) 行多は本則として引越ぐ、

(一) 店舗は一應引越ぐ、とありしを、一掃に

一、多岐果、如右 文言となりしりなるを以て、

道明、了海、せしめたる由なるが、同しにらる、

十六日、一市内支えを五集め申候し、家内支えは

事、向に之を通じし、事本氏、物名後、集むる由は、



伊多支えりし直に支えを五集め申候し、事本氏

一、**勘**其尚、十五日、役吏に之、佐、郡、氏、出、外、堂、に、水、沢、氏、と

強し、後、通、氏、を、呼、入、ら、せ、三、人、で、お、預、し、後、通、氏、に

通、に、人、多、し、頭、取、は、直、に、休、ま、り、表、せ、し、事、と、し、ま、せ、う、か

といひ、お、し、伊、多、支、え、の、佐、郡、氏、に、強、し、伊、多、支、え、り、の



三城を交分に考へて、  
人曹也、一頭取は考へ表せぬ事となし、  
下方に一編を、前報の如く、  
行方留りの三城を、  
と申し考へぬ

一方おのり、井多の張は、  
分りまふ、  
凡之を申し上か、且、  
指圖を交け考へ事と存す



将来、新幹線の中核はクムを以て自核、

固まる事となり、之がウマク行く時は問題

なすれ <sup>知らぬ時は面倒</sup> 他 <sup>知らぬ時は面倒</sup> の二節とウマク 調和する新案、

新案の上は なるべく、元の節の系統を云々

せしめおの採、仕向せりきむ本稿の如

以上、

昭和十五年十一月二十日



名を以て之を長



# 總動殿

由言、十音、役書に於ける傍の澤舟の山役に著す所迄、其他、  
尤に、追加所内報申——去也。

一、澤舟の所迄の趣旨方俸尤のりあつた。

今更、三知りの各課は、惣動より求めに非ず、三知<sup>一行</sup>者<sup>行</sup>に良き即ち

りるが、三知りに印即せしむべき是書の骨子は、人事、及、

おと、三知りの二員なり、

一、書寫の順序に注意、能く注意を払ふ事、眼目とし、其意を

大体、ある者の隠意、懐疑に察せ、必其に意を、目張、大なる

之に裁定を與ふる事とし、

又、一、二、三の傳はを付け、その意向あるに付、之はやらせ

ぬは、かろくと思ふ事、(之は貴族の希望あり、後記の

如く、之を添加せられ、)

又、三、四、五の自伝でやる立派で進み、大なるは表面、

歩むるとも、ソ、と、思ふ事、)

一人事に就ては、大抵者は白紙委任を希望するものなり。名を以て

伊達の両給りは、重役会を以て（井宮氏は重なる重役箇所に在りし

重役会は、開かざりしが、按に申しせしむれば、存存（其）大抵者は

一任の如し。若し即ち、委すが、日限に一任委任する、日限の如

世に在りしを、物事も、既年の如しなり。人事を、訓練者

とあるが、日限と混濁あり、免い、又希望とを申出た、

之は、結構なり。書類に於て、條件と誤認せしむ、誤あり、

後述は、夏の到り、希望切、いほれども、会張り、重役会に於て

おほく希望の事とて事を決断しおのちの事をも以て、  
大に方良も聖大に  
考つるは、お瑞一を修乃なり、

信親は、是づ白紙に書かざる由にせよ、  
ト云く、  
やりて行なはる

する事とし、人事も才技にありたいとの事なるを以て、  
信親を

連修をあり、  
重良は、後進民をめぐにすかになり、  
礼を以て

遇する、  
我し一徳は女をかと思ふに付、  
人等には暫く私任を

しむ、  
適者の様言に譲らざる、  
井倉氏と既取とす、

ちの大親者衆を、  
知りる長より子あり、  
信親は、  
ソレテリツキ宜からう、

人の同意で 洞印 出来ぬ事 ありは困る、 為かせやといひ返し、  
私の事の様に 甘る 扱ひは いかぬ、 三郎は 自治的に 行く方よし  
と思ふと 思はれた。

大孫者も 持孫を 思ふ、 大孫者か 女めをといふ 必要なし、  
善く、 自治的に 一 返し。

昨日の 十 四 徳川 侯 さま、 大孫 右 氏 に 送 あり、 徳川 侯 は 大 孫 主  
と して、 早く 御 決し 返し、 侯 遣 氏 にも 花 玉 持 在 せ ぬ 返し、 と  
つ け ぬ け には 大 孫 は、 侯 遣 氏 は 人 雪 長 に 一 返し、 い は ぬ 返し。



徳川侯は始終とつけられた。

總執也、支那に今より、他の重役も決めの按にし、それ

手腹もよく置く按に、つけられたるの事りし、

是に時置なく、按との情況のため、強令に様合をわす

一二止み

尚、此の、三郎の人の、未集せるに付、是等重役の

一定に入ら、保ちよたの通し、強有し。

、余田、書、久、何者、三郎の令向問題は、大抵大抵

大なる固心をおとすべし、物言ふ事を書きまへるべき、皆取の  
師規力をよきと、國情を法を刻いと存し之を筆に記す  
べきありき、

三つあり、これ、歴史を有し、考證の隙約あるに於て、  
其第一に別ふて今併せしむること、なり、大なる者に集せしむれば、

大なる者大長三つあり、其第一に、希望し之をよめしむる、其  
内部的意向に據り、決定し、日進々其法をとり、定全言  
一取し之を、人言を書きまへるべきありき、  
経過は以上の

用うござうますが、お互の言に乏し<sup>様</sup>強ありたい。

順序としては、大綱を申上候。午の七時三十分過ぎ

でお初めは書印を戴ひ、(一)は邊り、三時過ぎ、ソナに

早くお集りかとお願ひ(其場子後、派生する

重要な事項を括め、適当な時様に、外部に必要ある

ものを表したい、

是書は、後程、お示し申しませうが、大体、大抵者が皆お集り

の間に、範囲内で、協同を旨とする事を、お集り

招集あり、三郎も積極的にやらせんとす。三郎共  
大体方向は同じである、

是書は、内部の意向で作らぬ事とし、三郎は子策に  
順意し、自然的に合同の方向に進まぬとし、之に、重要を  
置く、之は事實なり、又、大抵者も、日銀も、之を案、  
外部も、積極的に行き、自然的に進  
むに、之に接して是書を作り、之を公表し、

三郎の  
是書の  
要項は、

(一) 新立貯りは、本元は、名をあらわすが、必要ならば、書入れる。

(二) 貯金は三貯りの決め、日比とか、大正並者とかに依頼せよ、  
事と挨拶と書ぶ、目録と通者なる方懐ひやせぬし。

(三) 條件は三貯り明細に任せせぬるに付、同等を  
本別と一列し。

(四) 時期は昭和年上半期中、なるべく速に、こゝ列し。

(五) 新貯りの後着、積立金は三貯り関係に決めたるは  
し、なるべく、折山指定あり、三貯り並者主作とせぬし。

皆さへ、永年 健康の花か咲く様にあらむし。

(六) 信長後を、指掌りの査定は、三知りるで 決められし、

但し、当地は、日限支えもあり、恨力せらるゝ方宜しと

あり候、恨力あり候し、更に、大番者で恨力する方宜し

とある候、恨力す、結局、三知りども、日限ひも、潤生

時は、大番者に一仕せらるぬゆ 終極なり、

(七) 衣舗の引廻は一益 引廻ふの事こそ、

(八) 川舟の引廻は 平舟とて引廻ぐ事なり、

所在地の民心、行方、動搖なき様ありし。

(2) 新島村怪談の令也、既れ、此後、大石大佐に任

せしむるまで、日限と緊要なる連絡<sup>ひ</sup>あり


ありしと大石大佐は、いそそそしむる。

以上、由安とて、是書の要を指しおし、中調印は、

彈丸、日限支え、三人雷の、三郎、日限支え、大石大佐

より一通を保持しありし。

中由安の替り同様にありし。

尚、その内、極選民加、却察 いかぬ、尤もと思はるるが、  
入るべき事あり、 保るべき事も保るし、名室共に  
了ん事後遺を 持守りしる、 保るの事に入るは豊穡  
たすむ、 保ると思はる 後で、不足とあるは、之を担保  
せとする事、其内容とする事に入ることとは違ふ  
重要なる事であるが、これは、 重要なる事とて、  
直に具体的に進む事とし、 是れは唯、保るべき事  
とて進めりき、今迄の例どもも違ふなりし、



但し、加へる方宜しとありは入れませう。

おに對し、お役する、お席で、三郎りおれせうは場と

申し、お席、三郎りおれせんか、謀る、井念、佐部

お氏、これに及ばぬと申し、お徳、お席に三郎りおれせう

事とあり、

次に、三郎りおれは、大お者、お席に、お徳、お席、お氏、

お氏、お席、お席、お席、お席、お席、お席、お席、お席、

お席、お席、お席、お席、お席、お席、お席、お席、お席、

ニ手保向、(一) 高きを治る懼後、(二) 今後を安んずるに保向。

の四項位なりしが、各々を治るの一玉階に拘る、既報の

如くに「固倍増」(注) 如く(一) 高し(二) なる由(三) 其、保向に拘るし、

保向、保向は契約中に入らざるといふのが、是書

中に入ら、方情は悦望するに補えあふと申し、

他の二包も賛同し、其、

次に保向、ソレデハ 大に安んずる事、是 如行する事と申し

といふが、保向 保向の件、是 如行する事と申し

いひ、  
除き、  
入れますかといひ、  
後述は

卒業の儘に取扱と申す、

除き、ソレヲハ、川越屋中、不良のものあるは

期を延長し、保証する事とし、其方信、期に付ては、

三から扱は、  
の上とす、  
と入れますといはる、

即ち、大抵卒業の旨書は、  
修せらるゝ  
既報の

了したの旨と  
と申す、

一、卒業の旨、  
新報に記す、

No.

一、本誌、名譽編輯。

二、編輯、三郎の提議す。

三、條件、"對等、" 四、手上半助中に実施の事。

五、特許金、特許金は三郎の提議。

六、持家信長、何れも提議す。査定は三郎の

提議す、同歩多時は大島者に一任。

(三郎の提議の文言中に日銀を合言と裏に

お提議の提議の時、提議せしむる事上述の通り)

不<sub>レ</sub>良<sub>レ</sub>後<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>時<sub>レ</sub>は、保<sub>レ</sub>阿<sub>レ</sub>する事<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>、方<sub>レ</sub>信<sub>レ</sub>、期<sub>レ</sub>百<sub>レ</sub>等<sub>レ</sub>。  
可<sub>レ</sub>信<sub>レ</sub>後<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>時<sub>レ</sub>、

七、左<sub>レ</sub>補<sub>レ</sub>は一<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>絶<sub>レ</sub>ぐ、

八、今<sub>レ</sub>右<sub>レ</sub>以下<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>私<sub>レ</sub>者<sub>レ</sub>に一<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>、

九、右<sub>レ</sub>右<sub>レ</sub>は事<sub>レ</sub>分<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>絶<sub>レ</sub>ぐ、

十、五<sub>レ</sub>通<sub>レ</sub>主<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>、一<sub>レ</sub>簿<sub>レ</sub>長<sub>レ</sub>、日<sub>レ</sub>限<sub>レ</sub>支<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>七<sub>レ</sub>、三<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>持<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>、<sub>レ</sub>久<sub>レ</sub>、

一通<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>保<sub>レ</sub>持<sub>レ</sub>り、

(完<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>要<sub>レ</sub>項<sub>レ</sub>以上)

次<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>信<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>は<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>柄<sub>レ</sub>は<sub>レ</sub>、<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>書<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>、又<sub>レ</sub>、<sub>レ</sub>よ<sub>レ</sub>なる

方<sub>レ</sub>信<sub>レ</sub>、<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>柄<sub>レ</sub>、<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>、<sub>レ</sub>保<sub>レ</sub>持<sub>レ</sub>、<sub>レ</sub>他<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>柄<sub>レ</sub>も<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>なる<sub>レ</sub>、

以上、  
18

昭和十五年十二月二十六日

名古屋支局長



總 部 殿

一 各地三館の令係は、各地に衝撃を主とし、その為、

静岡三十五館の中村駐在は、以降、新島等は、各館の

令係は、最早、大體、出来る丈に出来させ、以上

事務係事情に按ずると、中々親しい、乍ら一妥一計

と云ふ事なれば、反して、纏うかと思ふ、重役が

皆、一語、引くと云ふ事には、一妥一計がないと、

上巻 11 巻  
観 考  
巻 十 四 十

釋)が要し、大抵者は、駿河、伊豆、西勢の各保の事を

考へたる所あり、之は概し、一保一りたりと

駿河のり馬姓取は中々難し、之は、總意か、大抵

大抵か、馬姓を取、一保一りたりと、も一説に世帯い

ふと思ふ所ありと申す、

一遠近のりは、西遠のりを保全する事とある、

従来、遠近のりは、約三十りを保せ、以て保全保の

か、又、他を併せたるものあり、と云へ、(西遠のりも六行

昭和九年四月  
林一男  
昭和九年四月

の全係一筆の、現在の遠方からの全係一筆の  
は廻り四十行とある極点、  
西遠部から一行は、係金の取扱は、一りと除きて  
他は全部一筆収まり一由る、

遠方、西遠西部は、収益率大体同じ、  
西遠部は、標價は六十円と七十円と  
時價七十四円、情勢なる七十四円  
何りに、百円と現金を以て定期に  
3、



方が、五十九日折込株の六分配者よりも官費を以て、  
 株主を以てし、~~株~~ 價を現金交付するを希望する者  
 あり、折込者、清算後に、現金を交付する事は  
 時日とあり、又、全部を一智に拂ふ事困難なる  
 事あり、今迄、遠方からの預金は未だなく、毎般、  
 折込、遠方から、西遠の株主より、其持株を以て、清算  
 後に、遠方が其株を以て現金を交付する事を考へる  
 由、

107. 40  
108. 40  
109. 40

解散手当は、双方、十万円、十五万円を夫々主張し、折衷  
十三万五千円となつたり、而して、不動産その他の差違  
の合計損益を加減し、お、十三万五千円を加へ、清算  
するものの税金、分取所得税等と見、経費を引去  
りて、一株一〇七円のものと理由は、  
一〇七円のものを更に又、分取所得税、  
その他税金七かゝるが、株主償却代金は上げ程の  
税金はかゝらぬと云ひ、現在の株主より遠く引か

Handwritten notes on a separate piece of paper, partially overlapping the main document. The text is faint and difficult to read, but appears to contain some numbers and possibly names or dates.

株主に買取る事とし、  
即ち手書十二万五千円も、  
適当に交付せしむ、  
西適宜の貸付の内  
支出せしめ、  
十二月五日は、  
適宜の株主買取り事とする  
由は、

右に按ずる、  
税金は、  
一應お任せする、  
何れにせよ、  
中少額に  
は、  
之れ等の考へ、  
之れが良

Handwritten notes on a separate piece of paper, partially visible at the top right of the page.

けられ、又、あとで、やりな、考へ、なれりと申す、  
一、留金保の後の税金問題は、考へるべく  
便宜の親を下さる、極まるも、  
向いて、留保者を悩ます、  
一、三五号宇治山田に在、勢南の乾頭は、第一留保

と一、大抵、他新、両り保金  
する事となり、本月十三日何種不情、未手土産中に  
實りの策にて、身とは、又、百五知りと税金の段取りとなる、

百五郎は國人系統の御りといふことも、**魁**とは之と

合し、三重界の之の在り上作んとする大孫者の空集なる  
由に云、


三重界に在るは、大孫者は、同りは住友系なるを以て  
之を孫すと、いふるを標子とする。北勢を孫とする

事は不可なり。三重界一本にせしむるを考へるなり、

此系にも、北勢は孫し、また、南勢は父なり、百五に

合し、めんとする強ありて、皆、進まず、其傳と

アノ一車あり。

伊賀者とは、大抵者は海へ向道と一なるはぬ。  
存在の價値のしと考へ、そらう、様おなるも、之も  
同時に考へ、うぬをし、伊賀者とは百五の方へ、  
ゆす親りのた子なるも、伊賀者とは合係のあと  
未だ、一ツにうまうたそらうぬ、田地は、百五の  
庭もあり、百五が  
受取の形をわくが、何とか  
考へた方宜と男子。

9.

新館は、三五番に在り鋪多く（元の好老工部が  
 奉るの如に、十三ヶ處、合計十四ヶ處を有したり）を  
 全部川越が在りしもの、内、三五番内の紀みの部  
 に、二ヶ處あり、鳥羽の番も名字あり、**勢南**は  
 之を強ふけなく、新館も必ありも、及對に非ず、  
 本より十番、新館奉るに之の秘を味のみたり。  
 又、本ノ奉に大目録あり是あり、曰くは、之より上  
 ありきありたるを以て、**勢南**は、之も、買受けたる希望

田舎二南  
第...  
...

一云あり、

北紀は、定期預金利息は大体、三厘四厘と成るなり、  
紀勢は、最近、三厘五厘に引下成るなりなるが、之も

全保後は、三厘四厘と成るなり、( ) 同地方は、補助

三厘三厘、大回りは、支店より上成るとする、按子成る

多分、信用組合は、あなは、三厘四厘と成るなり、

三厘、

折南館らは、年末迄金は、殆んど目立つなりなりし、



手帳帳目  
1912年  
12月  
12日

貯金は、昨年は山林関係の貯金多かりしが

（遠洋漢業関係の貯金もあつて）

本年上期も三百余万円を増へ、二七、四% 延び

あり、折れ共、本年下期は、今迄の五、五% 延び

延びたのみ、との事——に有らぬ。

大垣共立銀行も、当地三銀行合係の報をぬて、大に衝動を

受け、中絶は、自らの方から、ろくかとの感を抱き、様子に、

下げ際、各銀行共に、純率、主純らせぬ事に、

臨む事を、早急を、以上。

昭和十五年三月三十日

總務課



佐々木 守



一、見損劣の概算は、本年は、各地共、同程と推定する。

各地は、二十六七日に於て、昨年より一割増増

と見られる。但し、降雪は、降雪も適に多額にて

左は、昨日は、右も還収の見込みに。

一、十六日、元頭取、果原氏は、是れ、各地より病筆

の返除隊とある。Pミーパー東福の如き、病

人

一、め...  
...  
...

兼の上は、脇の失調云と申す由にて重然なりと

是近は、大に之兼とおまの極は、

名言、再の頭取とおま、兼は、なま探子にて、或は

ま月定時探之云に於ては、山崎氏取取(理、

副取取)、有川氏副取取(理、者、お)と云事

とおま、には非あふかと云へる、空兼有と云

在也、山崎氏は固辞するかに内少なる云、

一十六萬は、正飛騨守、納兼代十三万日(十五万

2.

とも思ひながら) 王拂ひ、債出の諸却は三万の位は  
あまる筈、欠物之のは八万の程、~~他~~他に  
餘り尚ほ残る債、当分は大に儲けぬ、  
人件費その他経費も多し、多く出しても、~~結果~~採り  
りけること、それども、追々と實加はいり、  
預金が千円位もなると、半期五万円位は儲かりゆく  
おになること、(現在は一、二万の債出がある、  
お、お債に運用し、預金を七、八万の位、年四五万

金利は、預金は、~~元~~元子は、三分五厘（~~は~~）  
（~~は~~）

自由金に三分四厘に（元子）  
（~~は~~）

支え、信用組合等は、三分四厘に引下は、  
（~~は~~）

元子、元子元子のみが、月掛預金を  
（~~は~~）

ばかりなり、と、流し元子（~~は~~）  
（~~は~~）

方向（向ヶ元子）（十六元と）は、  
（~~は~~）

三分三厘を（~~は~~）し、  
（~~は~~）

田舎多引下（~~は~~）  
（~~は~~）

以上、之を四ヶ、徐々に向ける、考、なる由、

貸付は、三割五厘以上はせりぬ、今後、地障りとは

二割五厘以下と取り扱ふ、(現在美濃七は二割五厘以下と扱ふ)

地障りは、高くなく、高低も少くなく、今後

資、便用者、高き川を多くせよ、本工則、管線が

向を有し、是等、を助長し、是を、

地障りとは、本一、支八、出四、代四、二

代四、の、現金は、二十万円、及、十万円、の、由、一、元、鋪、は

地之全野のため、出来の丈に存続せよ、  
兼 馬山市

戸、本居、支居、出居、各一ヶ所の家あり、本居は

旧市街に在り、橋の邊に移し居、出居は本居に

近辺に在り、驛前、物し、人目を引く位置

に之に業し居、又、富山即ち高山支居は

買受け居り、  
西に、

川舟七十二名、内四十歳以上二十八名、二十歳台は

二十名位、内女若衆二十名、之頃、美濃台同船

今係の除は、支取書は、二、三月の二十日迄、

引上知事か、此地解印は、美濃令白知事よりは

~~結~~ <sup>結</sup> 呼 しまし、支取書の引上りの事をする

ん、 得たは、南極の地あり、

支取書と如きと計三人丈に合へる、

すうあるも、増多して仕可増かし、此地解印

全体とて、此際二十名は増多を要するも、十名、

十名も兼ね、精々五名位かとの事、

以上、

7、



昭和十五年十一月三十日

鶴 野 殿

二十日以降、当座是様支拂は昨手の一割も増はるゝ

市中台心、<sup>市中</sup>宮口拂、言ひに多く、面喰ひを多し

第一、即ち名を延ばすの如きも、第一、即ち系たる遠くあり、

十六日、宮口の如に、自由豊橋支店、四日市支店等へ、宮口

に支拂りたる現金は昨手に比し、已分多かりし由也。

一、市中台心は一割に、高葉子形は甚減し、一方、郵便局

人

人11+12+13+14+15+16+17+18+19+20

観 望 録

人11+12+13+14+15+16+17+18+19+20

に、集金郵便士増えあるあり、代手が増えし、特に、各地  
本局内には、極小之加多し集中せらるる様子あり、

又、特約者を現金増えし、之加出し入れの件及、金額

大に増えあり、ツマリ、わ切手並使用せあり、現金

以てする支拂甚しく増えし、様子あり、又、お客

七、わ切手並使用せあり層のお客が多くなり、由

ら、

又、最近、補助貨の種類頗る多くなり、之は、皆

大に悩まされ居り、補助金の種類は何んとか早く  
整理調整する事とあり、存在、  
又、代理事務も甚増し、特に拂込、配当金関係も  
激増し、之にも、皆、信託、多岐にわたり、  
日曜日の三十日は、特に、地元銀行は一般事務  
皆、格別繁忙に、  
一時正、同市や支店は午前三時迄、事務も整理  
に追いつかざる由り、

下巻見換券の出る扱は、二十、二十一日比加、見換券  
銀かうーか、二十八日以降は依然出で乍ら、出る  
勢は第分粒かともあ、三十日交換券は、  
市中金繰はあ、忙、第分金利未集分を  
星一山も、午分は大に静かともあ、翌、本日。  
三十分は、午分中一より大分入金あり、一方、  
依然、支拂もあ、午分中は、差引、各張リ  
少超、かうーも、午分は入超となり、入超額も

昨手に比し大に増加の事、

一、多本は、十月中は、借書、園教に之（手紙と

なるもの）、大分周りに採りたりとも、十一月に

入りとは、目迄、大分、又書つきたるもの、借書は

大分容易となりたる様子、

多本は、小冊子債、郵便子債、貯蓄債、

報子債等は、或る、市中の豪物を買入

る様子が、貯蓄債、報子債等は

Handwritten notes on a separate piece of paper, partially visible at the top right of the page.

金指階級へ納め込みするも、子供は、額面小大きく、  
金指多種多様のため、貯蓄額も増え取り出し  
は、  
和、華、金指とある様子、  
比較的のものは、  
五分に増加する様子、  
お金の時に書面交換  
も考へ、  
必要ありと考へ、  
一、  
証券業者、  
信託会社等は、  
已分南教する  
手段あり、  
一、  
当座金存増策、  
第1、  
法あり、

三十日より使用開始なる事、大うらの家には、  
お当御被有らむ。是と云ふ。其、手猪となる  
候事べく、後骨餘毎入手し親かりし事  
は程々の振出に止むるの己むま好かりし事  
に、其、此に御事には事存する事、

以上、

昭和十五年十二月三十日

名古屋支局長

總 務 課

下巻先、名義、伊賀三河の幹部は、大抵右に呼出れ、二十七日出頭し給ふ。

濱田善忠の浮き手 今後、自分はおかしい、今後は具體的の想門

近日後の人材世話を焼く事とせらるゝ 橋本友とか、梶金岡伊の

人とかの由、是等が名義を、出張する、今は全体的に出

かけを、忙しりが、差障りを出せさせる、孫子、各節の

一人宛、まああまを役せしめよ、之は、本意勤勤の若輩が



全体の事王 乞うるを、此方に頼み、即ち、貴方の青朱、

を、貴方の名、 恒有りの名、 三考物に頼む、又、

本年一月十五の日に、大御者に、お預し、

あらば、申出らる、之は、一行あ々、三月一編にむ

結構なり、と申され、一月十五の日に、三月一編

準備あき、実り合ふ事となる、此の事は、

(中略、三の共に、各業なる、此に、之は、此の事、

大御者より、申され、此に、之は、此の事、

自身の業分が来た、うまく、出来て居ない様子、

佐々部氏も、人事にま、海部が、初めやうと下さうして居

たなりは、新習の若者のために誰と誰と、と、急ぎの先きとせ

たう、と、急理とせ、時柄をえて、スツカリ腫れか出来

この ~~話~~ <sup>話</sup> 主進めぬるのであるうちに、 <sup>あるで</sup> 若表は | 在

人事は ~~表~~ 全部は 概して居ない、と云ふ事は、固く

事ですと申す、

若木も、交はるゝに、せぬまゝに、何をするのか判り

まをんのひ、  
之は一頭取自身か、やるといひますが

申

子(印) 子(印) (もつとレッカリやるお申(印))

後邊氏も、一月十音迄には寄り合ひますかな、など

申(印) 子(印) 子(印)

ける、え出う、名を留ちか一番有る劔にた(印)て。

筆の指よく、内部一取(印)て。 子(印)よく、滑りあ(印)

つゝる様お見(印)る(印)

高(印)時、後邊氏は、陣七に向(印)て、 實は、私共の方では、

準備者之ト云。最知印は山内、青木、久保幸、  
尾花辰三郎

井念、長野、若野、安美、  
何右衛門佐三郎、久野、出右衛門佐三

之に及一す一在。又、久右衛門印、最知印の共に、  
在事に考ふ

加ふるに以て、  
時々、  
（最知印は別に早稲又はあまのこまに  
せしめられしを伴ひて）  
大所者、出頭一

在事取の事あるに、  
申出さる由に。

了尚、各信に據り、各印は  
總令に、新印りの役主あを

選任するに爲し、  
げ役主あを新印りの重役にす。おそ

に云、各印り二名  
象位は、設くの事ト云  
つき横井

いふ事、ソレ迄に、大伴、重役の人選を申聞けまかた可ぬといふ  
事存心、

下高、福邊氏は、新印りは、専ら、大阪には、老弱を置き、よく  
自分は希望す、西大京市に若手をあす、之が中々の

能事業なり、三行加大きくなり、事一も、人玉的に

え九、十本の指には入らぬ、五本の中には入らぬ、今後

別極知能をあす、之には、東西大京市に仕事をして

る事とあり、西市に老弱を置く事とすと思ふ、

又、三行合し、支え百十何ヶ元あり、之が大體狭い  
同じ地域に在るに於て、之が元金は、申すに  
思ふと申す、

一、新設の重役は、暫定的な、振金と加味する事  
まことすべしと 被存の元、之は、精々、一期か二期か  
の事にして、矢張り、吾は、新設、將來のゆゑの  
増えるに在り、と 申す、

一、是書讀印以來、名を名に為り、是に、中軸となりて、

大正  
昭和  
昭和  
昭和

一美々々 先きに纏め、ある所に宿るもの、  
又、若し、海邊氏の書長秘伝が、暫定的のもの  
なりとせば、将来、新編の中軸は、名義秘伝が  
固あるに非ずかに、知られぬ、苟くも、新編の  
成るの上は、旧編の遺秘を樹つたか如き事は  
最に三ま戒め、渾然一体を為さるべからず、  
又、是は特に注意を要すと存し、  
以上

昭和十六年二月九日



名古屋支局長



# 總務殿

一、三訂分金保準備委員会常任、第一回定、本月旨南信、大伴  
九記の通り、一二の隙之をとりて  
一、分保手続の日程陳之。

二月二十日(月)曜、四條大室

假契約調印。

三月十五日(土)曜、五箇辻勝

各行分保總會。

五月三日(土)曜、九條大室

新設分保總會。



五月五日

(月曜、二黒足勝)

新設の南店。

たつた(實りにある)概、極力努力する、事務進捗  
の都合により、変更の止むなきにあることある(キ)  
により、又日程は外部へは 秘密の事、

### 一、新設の高野

一月十日に各行より案を持寄り下相簿を  
なし、翌十四日候補名称を決定し  
日銀總裁に人名を依頼すること、

一、新設の本倉店舗は、十五日迄に決まると、

以下、

一、おは、一應の足込に、精一杯の努力に有し、或は  
多岐遅延を免れおのきかになら、くれな、

一、おのゆ、十五日迄に、各行より、各所の集ま  
の件は、おき、難しき問題なれども、本倉の決定が  
十月十五日迄となる件は、更に一層難問題  
なりと認められ、

1. 1952  
1. 1952

資料の大き打扱ければ、建坪、位、室等を主として  
1. 2. 集約の上、決せしめらるべき問題なれども、  
三行書には、夫々の意見あるべく、又、得言の先  
中、は、本意と取引一を、あるのは、支えと  
なりとは、同じことなればと、他の支えあり、  
行くと申すものも、出さずもないとも限らぬ、是等  
三和の第一三の條に、け、係に不敷、悩まされ

あることある由り、(高辨は中京部も一業と存心)

(本意は名を記すなり、本意と本意と、必ず事あるべきなり)

又、最前問題は、株主の査定なるべく①假りに

昭和十五年十二月末の数字を正とし、差知即ちが

二千八百万円を有せるは、總預金の七分九厘にあり、

名を有即ちは一分一厘、貸付即ちは四十分五厘、

このケート即ち十リ平均は一分五厘なるを以て、

書知即ちの即ち有株主は多過ぎる事、

② 査定價格の標準は、地方即ち協会等に種々の

株主の女の取揃へある類にあり、一定期間を



Handwritten notes on a separate piece of paper, partially overlapping the main page. The text is mostly illegible due to fading and angle.

以て、一應査定し。保証も専事である。

又、（留書を口海被る所は）判らないものは省けぬ。い、とすれば、

採りようは、第分実易なるかに見られず。

一、お、三島に査定かり護る時は、日銀又は

大蔵省決定とあるが、三行加、親を赤

くめ合ひて護る加如き事なき採、大蔵省

に不堪い、

以上、

昭和十六年十月十三日



總 務 殿

名古五支局長



一、三郎は十月十日、妻急病に就き、人の保準備委員

開催、青木、美穂、久野ニ急病出席、新田の介保事務部

規程を決定、各りに就き、事務委員長、事務委員

注、事務委員代理者として定め、十日、各りに就き、

通する事とし、書、各りに就き、各りに就き、

委員の打合せを開催し、各りに就き、







昭和十六年一月十日



日本銀行名古屋支店

名古屋支店長



總裁殿

新銀行合併事務局規程大抵内様律上小

新銀行合併事務局規程

(昭和十六年一月十一日  
合併準備委員会三決定)

第一章 總則

第一條 合併準備委員会並ニ設立委員會ノ事務局ヲ

設置スルヲ以テ本事務局ヲ設ク

一 合併事務局

昭和 年 月 日



日本銀行名古屋支店

二、人事事務局

三、庶務事務局

四、業務事務局

第二条 各事務局は、本部の事務の研究決定せしむる

為メ各行政事務局毎に一名の事務委員を任命す

事務委員は、本部の命令に依り代理者となすべし

第三条 事務委員は、必要の時に補助員を附すべし

事務委員は、いつでも補助員を列席せしむる會務を

理せしむるべし

第四条 事務委員は、同僚事務の一部に付必要と

認めらるべきは、同僚委員を、組織上各係事務委員を

昭和 年 月 日

日本銀行名古屋支店

申請ス

専門委員会ノ構成ニ定セテ其部会ニ之ヲ定ム

専門委員会ニ指定セラルル事項ニ付研究ノ結果又ハ  
委員会決定事項ヲ事務委員会ヲ經テ合併準備  
委員会ニ報告スルモノトス

第五条 事務委員会ノ研究決定シタル事項ハ合併準備  
委員会ニ報告シ裁決ヲ受ク

第六条 事務委員会ハ合併準備委員会ノ裁決ヲ經  
タル事項ニ付隨時合併準備委員会ノ命ニル委員  
ヲシテ之ガ実行ヲ為サシムモノトス

第七条 事務部ノ總裁ハ合併準備委員会ノ命ニル可

昭和 年 月 日

Handwritten notes at the top of the page, partially obscured by a sticky note. The text is mostly illegible but appears to contain some administrative or financial details.

日本銀行名古屋支店

トス

全保準備委員会ト事務部間及各事務部間、連  
絡、為メ各行之於テ事務委員長一名ヲ設ケ

第八條 事務部、事務進捗ニ伴ヒ裁決事項ニ基キ  
準備行為又ハ裁決事項ノ実行ニ便スル為メ準備室  
ヲ設ケ

準備室ノ構成ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第二章 各事務部所管事項

第九條 全保事務部ハ左ノ事務ヲ取扱フ

- 一 新銀行定款ノ作成
- 二 全保契約書ノ作成

昭和 年 月 日

日本銀行名古屋支店

- 三 合併内認可ノ申請手續
- 四 整理会社改定事務
- 五 合併總會ノ招集其他臨時總會ノ開会事務
- 六 財産目錄及貸借対照表ノ作成
- 七 債権者ニ対シテ手續
- 八 合併認可申請
- 九 創立總會ノ開会事務
- 十 株式名簿書換、質権ニ関スル事項停止公告
- 十一 新株券希望書種同会
- 十二 新株券調製
- 十三 舊銀行ノ解散通知及公告ノ手續

昭和 年 月 日

日本銀行名古屋支店

- 十四 解散銀行ノ合併實行届出
  - 十五 解散登記
  - 十六 新銀行ノ設立登記
  - 十七 新銀行ノ業務開始届
  - 十八 童役ノ秘書事務
  - 十九 事務令書ノ規程(令課規程)ノ制定
  - 二十 新店舗名ノ決定
  - 二十一 取引先其他ノ封入檢査ニ関スル事務等
- 第十條
- 一 人事事務部ハ其ノ事務ヲ取扱フ
  - 二 行員配置ニ関スル事務、役員規程ノ制定

昭和 年 月 日

十一  
十二  
十三  
十四  
十五

日本銀行名古屋支店

- 三 行員諸給共ニ其ノ規定ノ制定（俸給、手当、賞與、退職金、旅費）
  - 四 旧銀行退職金ニ其ノ事務
  - 五 行員身元保証規程ノ制定
  - 六 行員休暇規程ノ制定
  - 七 行員ノ教育、凡此ニ其ノ事務等
- 第十一條
- 一 新店舗ノ改装等ニ其ノ事務
  - 二 経費ニ其ノ事務
  - 三 用物品等ニ其ノ事務
  - 四 郵座不動産ニ其ノ事務

昭和 年 月 日

日本銀行名古屋支店

五 廣告宣傳ニ関スル事務

六 新支離法ニ対スル事務其他之種類事務

七 宿直規程、寄宿舍規程等ノ制定及之ニ関スル

事務等

第十二条

業務事務部ハ左ノ事務ヲ取扱フ

一 三行、業務關係ノ本部各課事務ノ統合ニ関

スル事務(業務規程其他各關係規程ノ制定)

二 出資ニ関スル事務(出資取引契約、印鑑、毛

信暗號等)

三 計算規程ノ制定(勘定科目ノ制定、決算手続等)

四 營業各事務ヲ新銀行ニ継承シテ之ニ関スル

昭和 年 月 日



昭和十一年  
十一月  
十一月  
十一月  
十一月

日本銀行名古屋支店

- 一、 準備(書類、帳簿、通帳、小印子等)制定
- 二、 本支店間勘定整理方法、決定
- 三、 市内支店手形交換方法、決定 等

附則

- 一、 準備部、新銀行設立委員会設立の上、設立委員会、統制ニ服ス
- 二、 準備部、新銀行設立後、残務整理ニ係リ、各準備部、新銀行、関係部課ニ移管ス

昭和 年 月 日

Handwritten notes at the top of the page, including the number '3' and some illegible characters.

車務部組織

日本銀行名古屋支店

各分内部

合併準備委員会  
又  
設置委員会

車務委員長

合併準備委員  
代理者、補助員

定款作外内委員  
合併契約書作外内委員  
、、、内委員

人事準備委員  
代理者、補助員

、、、、内委員

庶務準備委員  
代理者、補助員

、

車務準備委員  
代理者、補助員

、

右の各準備委員は、併合準備委員会の組織に基き、事務決定（合併）の執行に責任を負う。

右の各分内委員は、併合準備委員会の組織に基き、所管の事務に研究を

昭和 年 月 日

以上  
10止

秘

昭和十六年一月十四日

日本銀行名古屋支店

名古屋支店長

總裁殿

一月十日各銀行より届出先令併奉務委員名氏記  
御内報申之件

記

一、名古屋銀行

奉務委員長

山崎秀輔

(人事課長)

令併奉務委員

丹羽茂

(調査課長)

令代理

長  好雅

(調査課長)

昭和 年 月 日

/



蒙 授

昭和十一年十月十二日

日本銀行名古屋支店

人事事務委員

山崎秀輔

(人事課長)

代理

長谷川新

(人事課次長)

庶務事務委員

伊藤和史

(文書課長)

代理

堀部鎌花

(文書課次長)

業務事務委員

佐藤錦太郎

(業務課長)

代理

松永禮次郎

(調査課長代理)

一、蒙知銀行

事務委員長

長尾淳二

(經理課長)

合併事務委員

岩津喜一

(調査課長)

人事事務委員

成田米菴

(秘書課長)

庶務事務委員

木下正義

(堀川支店長)

昭和 年 月 日

日本銀行名古屋支店

業務事務委員

江口久次

(業務課長兼)

一、伊藤銀行

業務委員 長

新山六郎

(業務課長)

全理事務委員

新山六郎

( )

人事業務委員

伊藤豊一

(秘書課長)

庶務事務委員

伊藤園一

(庶務課長)

業務事務委員

高津 傳

(調査課長)

以上

昭和 年 月 日

了止

秘

昭和十六年一月十四日

日本銀行名古屋支店

名古屋支店長

總裁殿

一月十日伊勢銀行に於て合併準備委員会を開催  
之、愛知銀行海邊頭取、青木、久保寺両常務、名古屋  
銀行井金頭取、藤野、安藤両常務、伊勢銀行  
佐之部副社長、久野常務、岩佐取締役出席、此記事  
頂決定也由

記

一、普通銀行課長より希望アズ一月十五日迄ニ申出スル

昭和 年 月 日

1



第 拾  
二卷+1214-1

日本銀行名古屋支店

採ニト申サレタレ件其他ニ付テ。

大花者ニ対シ希望アリ各行ヨリ直接文書ヲ以テ大花者

ニ申出ツル事。

一、新銀行新規採用行員ニ付テ。

新銀行ニ採用スル行員ノ俸給ノ標準ヲ研究スルガ各  
行行員ノ入行年交経歴ニヨリ（大学出身、専門学校  
出身、中等学校出身ノ官公私立ノ区別アリハ其ノ区別  
夫レ以下ノ学歴ニ別ケ）優、普通、普通以下等ニ  
ケ俸給貴賤等（年當及臨時ノ俸給アルモノハ俸セテ  
記載）及ヒ身分ノ現状、相互報告ノ事。

本年最新規採用行員ノ初俸給ハ協議ノ上一定スル事。

昭和 年 月 日

（前）新協  
大崎始  
新協

日本銀行名古屋支店

一、本店送達ニ付テ。

本店ノ定カル資料トシテ敷地及ビ金ノ配置ノ事ニ関シテ  
次同ニ持寄ル事。

一、新銀行支店名ニ付テ。

新銀行支店名ヲ至急協議ノ事。

以上

昭和 年 月 日



昭和十六年一月二十日



繪 敬

名古屋文三郎



一、相田新助の長は、温厚にして、節白の事情に巧みそ  
 る、若くして、三郎の共、安心して、お安せぬる様子  
 にも、昨季末、三郎の復讐、井倉、佐二部三氏が  
 長に師礼に出る際は、長は、後田君の名を  
 ついて、ガヤヤ、やりやせんか、と、親切にゆめかれど、  
 後悔の事由は、

心 - 次  
人 益西  
益西  
益西

一、是日、伊方、佐々部氏、大志者、出帆の旨、局長は、  
佐々部氏は、船りに専業するかとゆめかれ、佐々部氏は  
船りに専業するかと答へるに付、ソレナラバ、新銀りに  
於ける佐々部氏の地位は、慎重に考へるに申されたる由  
たる也、  
吾國船り陣長は、伊方氏のみを、お席に呼び  
佐々部氏を、どう考へて居るかと同じなるに、伊方氏は、  
佐々部氏を、船りまやせよとも、事業を専業せよある  
を、未だ考へ居らぬ、  
新銀りの人事は、御意申上りて

右りますが、兼て宜む頼ふと云へ、  
伊友、伊友、  
佐、部友氏共に、記りよも他の事業に専業する方  
宜いかにし、又、佐、部友の事業、後日、返りありし  
この事なりしに依り、  
最近、伊友氏は、  
佐、部友氏  
日限り、おに書りて来せんで、今迄も、五七二の記りの  
事を、  
独りで切り廻はさしめたりし者にて、おる、成後  
に求むて来たる事どもあり、  
今後、  
記りに専業して  
伊友留りて代表して、  
新留り、  
入る、  
頂く、  
按に、  
記りし

と通答の上、差支り有由候。

下向、昨年十二月十五、野廳より應接室にて、浜田藩

御評書候、悦邊、井倉友氏に、會長、野田の請書

主、夫々、署名捺下せしめ、尚、又、別に、會長野田

に、悦邊、井倉友氏が、夫々、新任する事と認諾する旨、

悦邊、井倉、佐三郎三氏に、夫々、連署捺下せしめ

し候事、既報の通り候由、最近、佐三郎氏は、

悦邊氏より、おきてありと申すに候、其日、悦邊氏は

會長引更の請書までせられ、何の業かしに足るるや、

「和請による暫時◎◎會長たることを承諾致し」とあるを以て、

「此の暫時」は豫め役を充て、伊長より小役に耳打

ちありておのりも、此の請書を要聴にて徴せらるるや

小役も不存、他の者も一す、ビツクリみしきお子ほい、

又、三名を署の請書の(此請書は暫時の文書なり)署名に付、佐二部氏が数分

を、時踏しき事も、既報の通りは、之には、

後遺氏も不思議に思ひ、ハットーなるお子なるも、

之に署名捺下ありき由に。

此に題取引文

の書書が、井倉氏に廻はせたる時に、恒邊氏は隣席

たるに、何の事なしに、之を 4うと見 たるに、自分の

からは異り、<sup>「同」</sup>暫時<sup>」</sup>なる文言はなかりに、不思議な

事と思ひてをます、と申 する由に、<sup>暫時とあるも</sup>

新館りの内部が、少マク治まる近は、人需長も

甚儘可私と存存に、

、尚又、三知り偽り、大善者に對して、又希望の事項

ある時は、一月十音迄に、三回り一掃にか、又は、  
冬りめ々にか、何れに掃くとも宜敷きと云ふ。夫々、  
申出づる按、課長より申出されたるに付、三回り  
忙儀の結果、三りめ々に、申出づる事とあるを以て、  
~~何~~ 伊差留りは、(イ) 自分の留りは 預金は拂の金の  
七十倍となり、(ロ) 収益状態は、三回り中、最も  
よく好なるものは、(イ) 又は、考案に入らるれ及ぶ  
事、 (ロ) 自分の留りは、近手、中姓、急多支留りを

簿收一、日尚浅く、其際、通計、約二十五万円の納金  
料を支拂ひて簿收せるものなる事を考慮に入れら  
る事、 (一) 行先の待遇改善は、近手心配に  
来たるも、尚、他の二回りより、待遇が落ちる  
かと思はぬので、退職手当等は、以て是を考慮  
に入れ、体系的取り扱いを、其の点と爲る念  
大なる者、申出で居る由に、

一、其後、三回りは、不動産の査定上 新報に



農工に依頼し、夫々、承諾を得る由也。尚、貸出金、

有償何等に付とも、夫々、査定の準備を開始す。

29<sup>th</sup>、

一、尚、新設に付、現實の問題として、税金其他の問題

を該会に求め、十五日に、部り検査官の一り来名

の若かりし由り求め、多々遅延ありき。近く

出陣あり模様也。

以上、

昭和十六年一月二十日

總裁殿

名古屋支店長



一、三留は既報の如う、令保事務部として、令保事務、  
人事、業務、庶務の四部に分ちて、毎日の按に打合  
はせ居い、

一、労務の査定は多岐を有する見込にて、二月二十留假契  
付印と為すべく急務居い、取は多岐遅延かも危れぬ  
この事には、

入... 冊...  
1. 川...  
...  
三...

一、不動産の査定は、前報、勸銀、農工のみに、具信以、

当地柴山 等は 依頼し、  
当地は 勸銀、農工具信以、

大坂は 勸銀 支え、  
当地は 勸銀

支え、  
農工 柴山に、夫々 川 更に 廿一 由...

一、有價証券中、株券は、  
農工の 所有 過多なること

名を 所有 側は、考へ 所在 系、  
地邊 区は 所有 標記に

付くは、  
持株の 委着 心を 有し、  
業 却るに 持出 する

るは、  
或は、  
... 程 迄に 止め 考へ する 様子

大正...  
昭和...  
...

にて、其方法を工作中の様相に、乍後、之に付ては  
青木氏は、衆知の所有株式の中、時々の産業  
関係のもの、不敷、又、株主は貸借対照表に據りて  
株式の時價を過激せるを以て、物事本然と、値下りある  
時は、怨言を放つ者多し、故に、才傑、(1) 第部分  
を悉く換價し、(2) 当地方縁故株は新組りに指出  
し、(3) 新組の当地方産業に盡力する途を拓き、  
すべく、(4) 石炭情留貯の株、其他、玉策的に所有

心